

平成30年度

実地指導結果の概要



江東区

平成30年度に区が実施した実地指導において、各事業所に指摘した主な事例は次のとおりでした。これらについては、それぞれの事業所に改善を求めました。

I 居宅介護支援

(指定届出に関すること)

- ・ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号の変更があるにもかかわらず、届出をしていない事例が認められた。

(人員に関すること)

- ・ 介護支援専門員として、その職務に従事すべき時間帯に、兼務している同一敷地内にある事業所の屋外でのサービスをしばしば行っており、常に利用者からの相談等に対応できる体制を整えていると言い難い事例が認められた。

(運営に関すること)

○ 内容及び手続の説明及び同意について

- ・ 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ていない事例が認められた。

○ 指定居宅介護支援の具体的取扱方針について

- ・ 居宅サービス計画を作成する際、アセスメントを実施していない事例が認められた。
- ・ アセスメントを実施する際に、合理的なものとして示された「課題分析標準項目」が具備されていない事例が認められた。
- ・ 要介護更新認定に際し、居宅サービス計画の原案を作成していない事例が認められた。
- ・ サービス担当者会議の参加者が一部であり、また、参加していない担当者に対し、照会等により意見を求めている事例が認められた。
- ・ 福祉用具貸与を居宅サービス計画に追加して位置付けたにもかかわらず、サービス担当者会議を開催していない事例が認められた。
- ・ 居宅サービス計画の内容について、文書により利用者の同意を得ていない事例が認められた。
- ・ 訪問看護サービスを中止したにもかかわらず、居宅サービス計画を変更していない事例が認められた。

- ・ 特段の事情がないにもかかわらず、少なくとも1月に1回、利用者の居宅で面接を行い、モニタリングの結果を記録していない事例が認められた。
- ・ サービス開始が月末であったとの理由又は、暫定プラン適用時期であったとの理由で、1月に1回、利用者の居宅で面接を行い、モニタリングの結果を記録していない事例が認められた。
- ・ 医療サービス（訪問看護、通所リハビリテーション）を位置付ける際に意見を求めた医師に居宅サービス計画を交付していない事例が認められた。
- ・ 福祉用具を貸与しているにもかかわらず、サービス担当者会議において福祉用具貸与継続の必要性が検証されず、また、当該福祉用具貸与が必要な理由を計画に記載していない事例が認められた。

○ 法定代理受領サービスに係る報告について

- ・ 居宅サービス計画作成前に提供された指定居宅サービスについて給付管理票を提出した事例が認められた。

○ 勤務体制の確保について

- ・ 月ごとの勤務表を作成していない事例が認められた。

○ 掲示について

- ・ 重要事項を掲示していなかった。

○ 秘密保持について

- ・ 利用者の家族の個人情報を用いるにあたって、当該家族の同意を得ていない事例が認められた。

（介護給付費の算定及び取扱いに関すること）

○ 居宅介護支援費について

- ・ 居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の利用実績がないにもかかわらず給付管理票を提出し、居宅介護支援費を算定していた事例が認められた。

○ 居宅介護支援の業務が適切に行われない場合について

- ・ 1月に1回、モニタリングの結果を記録していなかったにもかかわらず、運営基準減算がなされていない事例が認められた。

○ 初回加算について

- ・ 要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対して、居宅サービス計画を作成していないにもかかわらず初回加算を算定していた事例が認められた。
- ・ 利用者の介護老人保健施設入所による契約解除後、再度契約した事例において、「過去2月以上居宅介護支援を提供しておらず、居宅介護支援が算定されていない場合」に該当しないにもかかわらず、初回加算を算定した事例が認められた。

○ 入院時情報連携加算について

- ・ 入院してから13日後に情報提供したにもかかわらず入院時情報連携加算（I）を算定していた事例が認められた。

○ 退院・退所加算について

- ・ カンファレンスの要件を満たしていない事例が認められた。
- ・ 利用者の退院にあたって、当該病院の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けていることの記録がないため、退院・退所加算（I）の算定要件を満たしていることが確認できない事例が認められた。

II 居宅サービス

1 訪問介護

（指定届出に関すること）

- ・ サービス提供責任者の変更があるにもかかわらず、東京都へ届出を行っていない事例が認められた。

（人員に関すること）

- ・ 訪問介護員等の配置が規則で定める常勤換算方法で2.5以上とする基準を満たしていなかった。

（運営に関すること）

○ 内容及び手続の説明及び同意について

- ・ 指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項の説明を行い、利用申込者の同意を得ていない事例が認められた。

○ 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供について

- ・ 居宅サービス計画に位置付けのない「入浴介助」を提供している事例が認めら

れた。

○ **居宅サービスの計画等の変更の援助について**

- ・ 利用者の状態の変化により居宅サービス計画の変更が必要となった場合に、居宅介護支援事業者への連絡をしていない事例が認められた。

○ **サービスの提供の記録について**

- ・ 指定訪問介護の提供に際し、利用者の心身の状況及び具体的なサービスの内容を記録していない事例が認められた。

○ **訪問介護計画の作成について**

- ・ 訪問介護計画を作成していない事例が認められた。
- ・ 訪問介護計画の作成に当たって、アセスメントを行っていない事例及び初回にアセスメントを行ったが、計画の変更に当たってアセスメントを行っていない事例が認められた。
- ・ 居宅サービス計画に位置付けのない「更衣介助」を訪問介護計画に位置付けている事例が認められた。

○ **勤務体制の確保等について**

- ・ 月ごとの勤務表を作成していない事例が認められた。

○ **掲示について**

- ・ 重要事項を掲示していなかった。

○ **秘密保持等について**

- ・ 利用者の家族の個人情報を用いるにあたって、当該家族の同意を得ていない事例が認められた。

(介護給付費の算定及び取扱いに関すること)

○ **訪問介護の所要時間について**

- ・ 訪問介護費の算定については、現に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容の訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定するにもかかわらず、現に要した時間で単位数を算定している事例が認められた。

○ 初回加算について

- ・ 訪問介護計画を新規に作成していないにもかかわらず初回加算を算定していた事例が認められた。

2 通所介護

(運営に関すること)

○ 通所介護計画の作成

- ・ 通所介護計画を作成していない事例が認められた。

○ 勤務体制の確保等について

- ・ 研修計画を作成せず、研修を実施していない事例が認められた。

○ 秘密保持について

- ・ 利用者及び家族の個人情報を用いる場合に、あらかじめ文書により同意を得ていない事例が認められた。

3 通所リハビリテーション

(運営に関すること)

○ 秘密保持について

- ・ 個人情報使用同意書の署名欄が利用者及び保証人のもののみであるため、利用者の家族の同意を得ていない事例が認められた。

(介護給付費の算定及び取扱いに関すること)

○ 短期集中個別リハビリテーション実施加算について

- ・ 短期集中個別リハビリテーション実施加算の算定にあたり、リハビリテーションの実施を週1日として計画したにもかかわらず当該加算を算定していた事例が認められた。また、リハビリテーションの実施時間が20分であるにもかかわらず当該加算を算定していた事例が認められた。

4 短期入所生活介護

(運営に関すること)

○ 短期入所生活介護計画の作成について

- ・ 短期入所生活介護計画の作成に当たり、その内容について利用者の同意を得ていない事例が認められた。

○ **秘密保持について**

- ・ 利用者の個人情報を用いるにあたって、利用者の同意を得ていない事例が認められた。

5 短期入所療養介護

(運営に関すること)

○ **秘密保持について**

- ・ 個人情報使用同意書の署名欄が利用者及び保証人のもののみであるため、利用者の家族の同意を得ていない事例が認められた。

(介護給付費の算定及び取扱いに関すること)

○ **療養食加算について**

- ・ 療養食加算における食事箋が医師により発行されたものではない事例が認められた。

6 特定施設入居者生活介護

(運営に関すること)

○ **受給資格等の確認について**

- ・ 区分変更申請後の被保険者証を確認することなく、認定された要介護状態での特定施設サービス計画を作成していない事例が認められた。

○ **特定施設サービス計画の作成について**

- ・ 利用者の状態や置かれている環境が変化（入居や入退院等）しているにもかかわらず、アセスメントを行っていない事例が認められた。
- ・ 特定施設サービス計画の原案の内容について、利用者が同意するべきところ、家族のみの同意となっている事例が認められた。

Ⅲ 地域密着型サービス

1 地域密着型通所介護

(指定届出に関すること)

- ・ 機能訓練指導員の変更があるにもかかわらず、江東区へ届出を行っていない事例が認められた。

(人員に関すること)

- ・ 管理者が5つの職務を兼務しており、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がないと言い難い事例が認められた。
- ・ 「管理者兼生活相談員」を配置しているが、当該者の不在時に他の生活相談員を配置していることが確認できない事例が認められた。

(運営に関すること)

○ サービス提供の記録について

- ・ 送迎減算している日において、「サービス実施記録」では「送迎実施」と記録されていた事例が認められた。また、実際に誰を送迎したか記録していないため、送迎の事実が確認できない事例が認められた。

○ 指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針

- ・ 地域密着型通所介護計画に位置付けのないサービス（インシュリン注射等）を行っていた事例が認められた。

○ 地域密着型通所介護計画の作成について

- ・ 地域密着型通所介護計画を作成していない事例が認められた。
- ・ 居宅サービス計画が変更されているにもかかわらず、地域密着型通所介護計画を変更していない事例が認められた。
- ・ アセスメントを行わず地域密着型通所介護計画を作成している事例が認められた。
- ・ 居宅サービス計画に位置付けられたサービス（インシュリン注射等）を地域密着型通所介護計画に位置付けていない事例が認められた。

○ 個別機能訓練計画について

- ・ 個別機能訓練計画の内容について、利用者又はその家族に説明を行わず、同意を得ていない事例が認められた。

○ 勤務体制の確保等について

- ・ 事業所内での研修の実施及び研修機関が実施する研修への参加の実績がなかった。

○ 非常災害対策について

- ・ 避難、救出その他必要な訓練を行っていなかった。
- ・ レクリエーション（散歩）と併せて避難場所及び経路の確認等を行っているものの、定期的な訓練を行っていなかった。

○ 秘密保持について

- ・ 利用者の家族の個人情報を用いるにあたって、当該家族の同意を得ていない事例が認められた。

○ 地域との連携等について

- ・ 今年度において運営推進会議の開催の実績がなかった。

（宿泊サービスに関すること）

- ・ 宿泊サービス計画を作成していない事例が認められた。
- ・ 定期的に夜間における又は夜間を想定した避難、救出その他必要な訓練を行っていなかった。

（介護給付費の算定及び取扱いに関すること）

○ 入浴介助加算について

- ・ 全身清拭を行っていたにもかかわらず、入浴加算を算定していた事例が認められた。

2 認知症対応型通所介護

（運営に関すること）

- ・ 運営推進会議をおおむね6月に1回以上、開催していなかった。

3 認知症対応型共同生活介護

（人員に関すること）

- ・ 計画作成担当者が、配置された共同生活住居以外の共同生活住居において、介護従業者として業務を行っていた事例が認められた。

（運営に関すること）

○ 認知症対応型共同生活介護計画の作成について

- ・ 認知症対応型共同生活介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていることが確認できない事例が認められた。

- ・ 認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたり、計画作成担当者が、他の介護従業者と協議を行っていない事例が認められた。

○ **掲示について**

- ・ 重要事項を掲示していなかった。

○ **地域との連携等について**

- ・ 運営推進会議がおおむね2月に1回以上の開催実績がなかった。

IV 施設サービス

1 介護老人福祉施設

(指定届出に関すること)

- ・ 建物の平面図において「霊安室」としているところ、「倉庫」等として使用していた。

(運営に関すること)

○ **内容及び手続の説明及び同意について**

- ・ 重要事項の同意について、入居申込者の家族の同意のみで、入居申込者の同意を得ていない事例が認められた。

○ **サービスの提供の記録について**

- ・ 入退所の年月日並びに入所する介護保険施設の種類及び名称を被保険者証へ記載していない事例が認められた。

○ **計画担当介護支援専門員の責務等について**

- ・ 施設サービス計画の原案の内容について、家族の同意のみで、文書により入所者の同意を得ていない事例が認められた。
- ・ 看取り介護を行う入居者について生活相談員が「看取りケアプラン」を作成したことをもって、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画を作成していない事例が認められた。

(介護給付費の算定及び取扱いに関すること)

○ **個別機能訓練加算について**

- ・ 個別機能訓練加算の算定にあたり、訓練内容を変更したにもかかわらず、個別

機能訓練計画を変更していない事例が認められた。

○ **経口維持加算について**

- ・ 経口維持加算の算定にあたり、入居者又はその家族の同意を得ていることが確認できない事例が認められた。

○ **療養食加算について**

- ・ 療養食加算における食事箋が、初回を除き、医師により発行されたものではない事例が認められた。

○ **看取り介護加算について**

- ・ 看取り介護加算について、医師が回復の見込みがないと診断を行う前の期間も算定していた。

2 介護老人保健施設

(指定届出に関すること)

- ・ 建物の平面図において「相談室(2)」としているところ「調剤所」として使用していた。

(運営に関すること)

○ **サービスの提供の記録について**

- ・ 入退所の年月日並びに入所する介護保険施設の種類及び名称を被保険者証へ記載していない事例が認められた。

(介護給付費の算定及び取扱いに関すること)

○ **療養食加算について**

- ・ 療養食加算における食事箋が医師により発行されたものではない事例が認められた。